

業務委託（受託）契約について

【基本事項1】日本技術士会における契約権限：統括本部が有し、地域組織（地域本部、県支部、関東甲信8県支部）にはない。

★本会の業務受託に関する規則（契約手続き）第7条

★地域組織の運営についての詳細事項に関する規則（契約管理）第19条（別表1）

【基本事項2】日本技術士会における技術士業務の外部からの依頼における対応：技術士会から紹介された正会員個人が、業務を受託して契約を締結する。

■技術士会に外部からの技術士業務の依頼があった場合、技術士活性化委員会または、海外活動支援委員会

（以下「関連実行委員会」）は、依頼内容に適合する正会員を、事前に技術士パーソナルデータベースに登録している正会員から選定し、受託の意思を確認の上、依頼者に紹介する。

★技術士業務についての外部からの依頼に関する規則（外部依頼の進め方）第3条

■選定された正会員は、速やかに依頼者と技術士業務の受託について協議の上、個人として業務を受託し契約を締結する。

★技術士業務についての外部からの依頼に関する手引き（規則第3条の詳細）

技術士会における契約の扱い

契約する業務	統括本部	地域組織 (地域本部、県支部 部 関東甲信8県 支部)	委託契約の条件	地域組織の運用	備考
業務委託（受託）契約	可	不可 【補足】参照	会長名による契約	統括本部本部が契約をし、地域組織の 会員技術士が業務を行うケース（実績あり）	外部から地域組織を契約の相手先として、実質的に業務受託となる依頼（調査作業に対して補助金交付等）があった場合は、地域組織には契約権限が無いため、統括本部の総務委員会に相談頂きたい。
外部から技術士会に依頼のあった技術士業務 (業務委託（受託）契約ふくまれる)	可 正会員個人	可 正会員個人	技術士パーソナルデータベースに登録している正会員 技術士活性化委員会または、海外活動支援委員会（以下「関連実行委員会」）からの選定	地域組織内に、技術士活性化委員会、 海外活動支援委員会の組織を有し、地域組織内での選定、紹介を行うケース（実績あり）	具体的内容としては、工事監査業務、理科教室の開催、公共機関からの補助金支給事業等々があげられ、対価として謝金、経費（交通費・材料費）等が（地域組織ではなく）正会個人に支払われることになる。

参考：

業務委託（受託）契約について

(1) 定義：

企業や組織が業務の一部を外部の企業や個人に委託する際に結ぶ契約。
受託者は業務に対する成果を提供し、依頼者と対等な立場で業務を行う。

(2) 類型：

①請負契約：仕事の完成を目的とする契約で、受託者は成果物の完成を約束し、委託者はその成果と引き換えに報酬を支払う。

②委任契約：法律行為の遂行を委任する契約で、業務を行ったこと自体に対価が発生する。（例）弁護士に裁判手続きを代行してもらう場合等

③準委任契約：法律行為以外の業務を委託する契約。（例）医師による診察、コンサルタントによる企業分析等

【補足】

地域組織の契約権限に関する

「有償・無償（金銭の授受有・無）」と「契約上の責任有・無」による区分

		契約上の責任（*1）	
		有	無
有償	業務委託費（*2）+経費（*3）	×	×
	経費（*3）のみ	×	△
無償		×	△

×：契約権限なし △：（統括本部 総務委員会に）要相談

- * 1 履行義務、成果物の納品義務、瑕疵担保責任、成果物の知的財産権の帰属先
機密情報の保持、損害賠償責任 等
- * 2 作業費、補助金、講演料、謝金 等
- * 3 交通費、材料費 等

業務受託契約の権限に関して（考え方）

1. 基本的認識

（１）『地域組織の運営についての詳細事項に関する規則』により、地域本部、支部を含めて、業務受託契約の権限は付与されておらず、**統括本部の専権事項（契約者は会長のみ）**としているので、地域組織が業務受託契約を締結することは規則違反になる。

（２）業務受託契約を統括本部の専権事項としている理由は、本会そのものが業務受託契約を遂行する体制にはないことである。全て非常勤の会員で対外的に遂行責任を負う業務受託契約を実施することは大変な管理負荷がかかる。しかし、国や地方自治体など公的機関から特命で本会に依頼された場合、本会が遂行可能と考えられる案件については、本会の知名度向上や社会貢献の観点から、むげに断るわけにはいかないので、実施体制など十分な確認の上、実行判断を行うこととしている。

（３）地域組織が規則に反して業務受託契約を締結した場合、詳細な実態（契約に至る経緯や実施体制、管理・承認体制など）を報告させ、本会が責任を負える形で実施された（されている）か、どうかの確認をまず行わなければならない。まずは外部に対して、誰が契約しようとして本会（会長）が責任を負うことになるから、問題ある対応や成果物になっていないかの確認が最優先となる。

その上で、本会内の組織的な責任問題を整理することになるが、事案の報告先は、本会の運営管理を所掌する総務委員会となる。総務委員会側からいろいろ質問が出るが、地域組織に回答をしっかりと整理し説明してもらう段取りは、統括本部事務局が地域組織と総務委員会の間に入り行うのがよい、と考える。

2. 過去の業務受託契約の事例

（１）過去には、地域組織から事前に統括本部事務局に相談があり、統括本部側において「**地域組織主体で実施する体制等で問題ない**」と判断されて、統括本部にて対外的契約事務を遂行した事例がいくつかある。この場合、**統括本部としては、外部契約だけでなく業務実施した地域組織の会員への謝金の支払いなどの事務を行うことになる**ので、事務処理手続、手順等も、地域組織と統括本部経理との入念な事前打ち合わせが必要となる。

（２）比較的新しい事例としては、某県支部が県内の町から環境調査等の仕事を依頼された事案がある。支部からの相談の結果、本会での受託は問題なしとの判断により、会長名で契約し、実施後の売上は統括本部で一旦受領し支部に全額を振り込むことにした。経理事務の

負荷はかなり大きいですが、地域組織単体で処理すると問題が起こる可能性があるので、今後も統括本部で担当せざるを得ない、と考えられる。

3. 今後の対応

(1)「業務受託契約も地域組織に任せて欲しい(契約権限が欲しい)。地域の自主性が狭められている。」という意見が地域組織側にあるかもしれないが、元々件数も多いわけでもなく、また本会の主たる業務でもない。地域組織で管理体制を保持しておくよりは、統括本部に事務を任せておく方が、組織運営の効率化にもなり、何よりも地域組織にとってリスクヘッジになる、と考える。